

三監告示第 7 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により本書のとおり公表します。

平成 30 年 11 月 28 日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 森 山 昭

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上 |
| 3 監査の方法 | 同 上 |
| 4 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 平成 29・30 年度における市民部市民窓口課、地域経営課、生涯学習課及び環境課所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況（所管課の出先機関を含む）
- 2 監査の期間 平成 30 年 9 月 18 日から同年 11 月 28 日まで
- 3 監査実施委員 大久保 秀 男
捧 厚 雄
森 山 昭

4 監査の方法

このたび実施した定期監査は、平成 29・30 年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

5 監査の結果

軽微な事項を除き、特に記述すべき事項は次のとおりである。

- (1) 施設使用許可事務において、減免対象でない団体に減免を適用していた不適正な事例があった。
- (2) 旅費支給及び旅行命令申請・復命事務において、旅費の未支給や旅行命令申請と復命で旅行日・旅行先が相違していた事例があった。
- (3) 現金出納事務において、約 3 週間、現金を手元に保管していた不適切な事例があった。
- (4) 文書事務において、起案文書に決裁日の記入がない事例があった。